

南九州市告示第18号

南九州市共選共販施設整備事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和8年2月10日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市共選共販施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、複数の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合（以下「農協」という。）が実施する共選共販において、共同で利用することを目的に設置される施設（以下「共同利用施設」という。）を再編及び集約し、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築を行う事業者に対し、予算の範囲内で南九州市共選共販施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象事業者は、市内で農業を営んでいる農業者が加入する農協とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、複数の農協が共同で取り組む、次に掲げる経費とする。

- (1) 集出荷の効率化を目的とした選果機、選別機、パッケージング設備（以下「農業機械等」という。）の更新及び導入に要する経費
- (2) センサー技術を活用した選果及び出荷業務の自動化に要する経費
- (3) 集出荷施設及び農業機械等の整備並びに改修に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費（消費税及び地方消費税を除いた額）に10パーセント以内の補助率を乗じて得た額を、共同利用施設を利用する南九州市共選共販施設整備事業着手時の直近の農家戸数に応じて関係市ごとに按分して算定するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(取得財産の管理)

第5条 この補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該事業で整備した集出荷施設及び農業機械等について、補助金の交付目的に従い、適正に管理しなければならない。

2 受給者は、当該事業で整備した集出荷施設及び農業機械等を毀損、滅失又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数の期間内において、処分しようとするときは、その旨市長に届け出なければならない。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。